

米国SIMPの検討過程における、対象魚種 (IUU漁業と水産物偽装のリスクがある魚種) を選定する原則と選定した魚種リスト

--2015年10月30日付連邦官報 (80 FR 45955) の紹介--

WWFジャパン

一般社団法人 食品需給研究センター

米国Seafood Import Monitoring Program(SIMP)の 立案・法制化・実施の流れ

年月	できごと	参考
2014年6月17日	オバマ大統領、覚書を公表。NOAAなど関係省庁に「IUU漁業と水産物偽装を撲滅するため、最も必要度の高い分野に重点を置く包括的な枠組みを実施するための勧告」について報告書をまとめるよう指示	大統領覚書： Establishing a Comprehensive Framework to Combat Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing and Seafood Fraud.
2014年12月18日	大統領タスクフォース（複数の省庁で構成された組織）が15の勧告からなる報告書を発表。このうち勧告14・15において、漁獲から米国市場に入るまでを追跡するリスクに基づくトレーサビリティプログラムの導入を提案。パブコメ実施。	タスクフォースによる報告書： Recommendations of the Presidential Task Force on Combating Illegal, Unreported and Unregulated Fishing and Seafood Fraud
2015年3月15日	タスクフォースがIUU漁業と水産物偽装のリスクが高い魚種の特定を求める行動計画の発表（このあと、市民集会、ウェビナー、パブコメを実施）	行動計画： Action Plan for Implementing the Task Force Recommendations
2015年10月30日	NOC委員会（タスクフォースを引き継いで4月に設置）が行動計画に基づいて、リスクがある魚種を定めるための原則と、リスクがある魚種のリストを発表（＝今回翻訳した通知）	NOC委員会通知： List of principles and at-risk species
2016年2月	水産物輸入監視制度の規則案を発表（このあと、市民集会、ウェビナー、パブコメを実施）	SIMP規則案： Proposed rule
2016年12月	水産物輸入監視制度の最終規則を発表（このあと、市民集会、ウェビナーを実施）	SIMP最終規則： Seafood Import Monitoring Program
2018年1月1日	SIMP施行。エビ・アワビを除く対象魚種において義務づけ。	
2018年12月31日	エビとアワビもSIMPの対象に。	

「IUU漁業と水産物偽装のリスクがある魚種」 を定めたプロセス

2015年4月30日：連邦官報 ([80 FR 24246](#)。原則を例示し、意見を募る)

書面およびウェビナーを通じて
パブリックコメント (2015年6月8日まで)

作業部会が原則と魚種の案を作成

2015年8月3日：連邦官報 ([80 FR 45955](#)。原則の案と、魚種の案、受けたコメントと見解を示し、さらに意見を募る)

パブリックコメント (2015年9月11日まで)

作業部会が原則と魚種の案を作成

2015年10月30日：連邦官報 ([80 FR 45955](#)。NOC委員会が原則と、魚種リストを公表。受けたコメントと見解も示す) (※今回翻訳したもの)

2016年2月：NOAAがSIMP規則案の公表 (上記に基づく魚種リストを含む)

NOC委員会による通知の内容①

IUU漁業及び水産物偽装のリスクがある魚種 (at-risk species)を定める原則とその適用

<原則>

1. 法執行能力 Enforcement Capability：米国及びその他の国の法執行能力の存在及び有効性。
 - 法執行能力が低い場合や欠如している場合、リスクが高いと判断。
2. 漁獲証明制度 Catch Documentation Scheme：当該魚種の全漁業域における漁獲証明制度の存在、並びにもし存在する場合、その有効性。
 - ここで「漁獲証明制度」とは、ICCATなどRFMOによる制度を指す。制度が存在し有効である場合には、リスクが低いと判断。
3. 流通・加工行程管理の複雑さ Complexity of the Chain of Custody and Processing：当該魚種の流通・加工行程管理の透明性への考慮。
 - サプライチェーンが長いほど、洋上転載が多いほど、混合が発生するほど、加工形態が高度であるほど、リスクが高いと判断。
4. 魚種の誤伝達 Species Misrepresentation：別魚種による代用に関する誤伝達として知られる事例。
5. 誤表示またはその他の誤伝達 Mislabeling or Other Misrepresentation：魚種同定に関する誤表示以外の情報誤伝達として知られている事例
 - 例えば、通関における原産国、「天然・養殖」、製品重量に関する誤伝達の事例。事例が多いほどリスクが高いと判断。
6. 違反歴 History of Violations：米国およびその他の国におけるある魚種を対象とした、特にIUU漁業に関する漁業法令違反歴。
7. 人間の健康へのリスク Human Health Risks：誤表示、その他の形態の誤伝達、又は魚種の代用が消費者に健康懸念をもたらした事例

<原則の適用>

■ 評価対象の魚種の特定

魚種数が多いため、評価対象魚種のリストを作成

1. 国内陸揚げ・輸入の額（2014年の輸入額又は国内陸揚げ額が1億米ドルを超えるもの）
2. 単価の高いもの（作業部会が特定）
3. 作業部会メンバー機関の代表者の専門性に基づいて提案された魚種

基礎データの限界などにより、個別の魚種ではなく、魚種グループで評価・特定する場合も（エビ、グループなど）。

さらにパブコメに基づいて追加。

■ 評価方法

- いずれの魚種も共通のデータソースにより、過去5年間のデータにより評価
- 各原則の重みづけはしない。
- 政府機関の専門家からなる複数の小委員会を設置し、各魚種について分析。
- 評価に用いたデータの詳細は非公開

NOC委員会による通知の内容②

「リスクがある魚種」とその判断理由

魚種	法執行能力	漁獲証明制度	流通・加工行程管理の複雑さ	魚種の誤伝達	誤表示またはその他の誤伝達	違反歴	人間の健康へのリスク	備考
アワビ	X			X	X			
タイセイヨウダラ		X		X	X	X		
ブルークラブ			X	X	X			
シイラ	X	X	X	X				
ハタ		X	X	X		X	X	
タラバガニ	X	X	X	X	X	X		
マダラ		X	X	X	X	X		
レッドスナッパー	X	X		X		X	X	
ナマコ	X	X	X		X	X		
サメ類	X		X		X	X		
エビ			X	X	X	X		
メカジキ	X	X	X	X		X		
マグロ類 (tunas)		X	X	X		X	X	この2015年10月の段階ではクロマグロは対象外だったが、翌年2月のSIMP規則案において、他のマグロ魚種より好ましくないと見なされる可能性を考慮し、対象とされた。

※この表は、通知の文章をもとに作成したものです。

検討過程の特徴

- パブリックコメントの実施とその反映
 - 2015年4月から約半年の間に、2回のパブリックコメントを実施し、原則や魚種選定について、意見を募集し、10月に結論を出している。
- 漁業法令への違反歴だけでなく、外国と自国の法執行能力、CoCの複雑さ、偽装の履歴、偽装による食品安全のリスクといった事項も原則に含まれている
 - 日本では、漁業法令への違反歴を考慮される傾向。
 - 米国SIMPは、IUU漁業の排除だけではなく、水産物偽装の排除も目的としている。
 - IUU漁業だけではなく水産物偽装も、正当な漁業の脅威となるから。またおそらく、陸揚げから輸入までのトレーサビリティを強化することが両方の問題解決に役立つから、という面もあるだろう。
- 評価にあたり、複数の省庁が参加した委員会を設定し、それら省庁とRFMOが保有する、違反歴等のデータを利用
 - 日本で言えば、官邸の指示により、水産庁だけでなく厚生労働省食品安全部、税関（財務省関税局）などが参加する委員会を設け、それぞれが保有するデータを利用。
 - 日本が外国漁船のIUU漁業のリスクを評価するうえでは、RFMOに加え、米国・EUなど、諸外国の協力を求めるべきかもしれない。